

輪島市住まい再建・入居支援事業補助金

令和6年能登半島地震により応急的な住まいでの生活をしなければならなかった方が、県内で生活を再建される場合の入居費用・転居費用を定額で補助します。

①民間賃貸住宅への入居費用補助(補助額:20万円)

再建先として県内で民間賃貸住宅を契約し、入居した際の敷金・礼金などの初期費用相当額を補助

②公営住宅への入居費用補助(補助額:10万円)

被災者生活再建支援金における加算支援金を受給せずに、再建先として県内の公営住宅・災害公営住宅に入居する際の照明・コンロなどの初期設備費用相当額を補助(目的外使用を除く)

③引っ越し時の転居費用補助(補助額:10万円)

応急仮設住宅等から県内の恒久的な住まい(自宅、民間賃貸住宅、公営住宅)への転居、または賃貸型応急住宅から建設型応急住宅へ転居する際の引っ越し費用を補助

※賃貸型応急住宅から建設型応急住宅への転居、応急仮設住宅等から恒久的住まいへの転居は、それぞれ1回申請できます。

※複数の世帯が同じ住まいに引越す場合は1つの世帯としての申請となります。

※再建先への転居等において、罹災証明書記載の世帯員が1人でも応急仮設住宅等(建設型応急住宅、賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)、公営住宅(目的外使用))にいる場合は申請できません。

※再建先の「民間賃貸住宅」とは、公営住宅や社宅・官舎・寮等の給与住宅を除きます。

対象者	(1)令和6年能登半島地震の罹災証明書(住家)の発行を受けている世帯 (2)住まいの再建先が石川県内である (3)以下のいずれかに該当する ・半壊以上の被災をした世帯 ・敷地被害解体、長期避難世帯 ・応急仮設住宅等(建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅(目的外使用))から供与期間内に退去した世帯
申請限	再建先へ入居できるようになった日から6か月以内 ※入居できるようになった日:契約書等の完了・引渡日又は入居期間の初日
必要書類	○輪島市住まい再建・入居支援事業補助金交付申請書兼実績報告書 ○罹災証明書の写し ○再建した住宅に入居する世帯全員が載った住民票の写し ※続柄記載のもの ○金融機関口座を確認できるもの(通帳等)の写し ○転居先への入居が確認できる書類(罹災証明書に記載の世帯員が契約者)の写し 例:契約書、決定通知書、許可書等 (応急仮設住宅等以外からの転居の場合) ○引っ越しの領収書など引っ越ししたことが確認できるもの (公営住宅(目的外)からの転居の場合) ○公営住宅退去届の写し (敷地被害解体、長期避難世帯での申請の場合) ○敷地被害証明書又は長期避難証明書の写し

詳しい内容は
HPをご覧ください。

